

令和6年度第3回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和6年8月5日（月）
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について
- 3 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- 4 その他

閉 会

- 資料 No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- No.2 令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解（写）
- No.3 令和6年度特定最低賃金改正決定申出一覧
- No.4 令和6年度特定最低賃金改正決定申出書（写）
- No.5 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- No.6 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

富最賃専第5号
令和6年8月5日富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿富山地方最低賃金審議会
富山県最低賃金専門部会
部会長 長尾 治明

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月28日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	◎長尾 治明	○堀岡 和正	高倉 史人
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	江下 修	八田 正人

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 998 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

別 紙 2

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 908円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,211円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$908円（富山県最低賃金） \times 173.8（1箇月平均法定労働時間数） \\ \times 0.807（可処分所得の総所得に対する比率※） = 127,353円$$

※ 令和6年7月10日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

令和6年8月5日

令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会に付託された令和6年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和6年度富山県最低賃金の改正決定について、令和6年7月25日に中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

記

- 1 最低賃金額については、時間額を50円引き上げて998円とする。
 - 2 以上の結論に至った際に着目した要素は以下のとおりであるが、一方、賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることも事実であり、特に中小・小規模事業者に対する支援策についての国に対する要望も附帯事項として示すこととした。
- (1) 労働者の生計費について、富山市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、全国平均を上回る状況が続き、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均3.83%であり、政府による電気・ガス料金の支援策である「電気・ガス価格激変緩和対策」が今春終了し、新たに始まった「酷暑乗り切り緊急支援」も令和6年10月をもって終了することを考えれば、この先、さらに物価は上昇するものと考えられる。

加えて、食料品など生活必需品価格は消費者への価格転嫁が進みつつあり、富山市の消費者物価指数をみると、天候による影響に左右されにくい「生鮮食品を除く食料」指数で、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均5.23%となっている。

こうした中、国民生活基礎調査によれば、生活意識が「苦しい」とする世帯は59.6%と昨年(51.3%)から増加し、児童のいる世帯に限ると65.0%となっている。

内閣府によると、昨今の物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。

- (2) 労働者の賃金について、今年の富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果(7月1日現在)では4.99%と昨年(3.52%)を上回った。規模99人以下に限った集計においても、率にして4.19%、額にして月9,384円、時間額換算で56.5円の引上げとなった。

富山県経営者協会による集計結果(6月14日最終集計)では4.39%と昨年(3.26%)を上回った。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.4%と、昨年度の結果(2.0%)を上回り、さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.9%と、これも昨年の結果(2.4%)を上回っている。

このことから、企業規模に関わらず総じて昨年を上回る賃金引上げが行われているものの、実質賃金は昨年から今年までの間、前年比マイナスを記録している。

- (3) 通常の事業の賃金支払い能力について、日本銀行金沢支店による北陸短観集計データによれば、富山県の売上高経常利益率は令和5年度全産業計7.47%であり、直近10年の平均3.65%及び直近5年の平均3.01%を大きく上回っている。

一方、日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業・製造業ともに改善し、非製造業では5期連続の改善であるものの、製造業・非製造業ともに先行きは悪化に転じる見通しとなっている。なお、中小企業庁による全国約48,000社に対して行われた価格交渉促進月間(令和6年3月)フォローアップ調査の結果では、「一部でも価格転嫁できた」とする企業は全体の67.2%に達した一方、令和5年9月と比較すると4.2ポイントの増加に留まる状況にある。

- (4) 最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素に関連する概況は以上のとおりであるが、これまで重ねてきた審議においても、最低賃金近傍で働く労働者に対する物価の影響は十分考慮すべきとの意見及び企業規模に関わらず、賃上げの動きは広がっているとの認識は公労使一致していた。このため、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、特に生鮮食品を除く食料物価指数の高騰、10月までの時限的措置である「酷暑乗り切り緊急支援」終了後の物価上昇、企業規模を問わず昨年を上回る賃上げ率が見られるものの実質賃金はマイナスを続けているといった点に着目し、前記1

で示した額が適切であると見解を示した。

- (5) 一方、賃金支払い能力の点では、取引価格の適正化・価格転嫁がその改善に重要なポイントであることは公労使共通の認識であり、また、企業における生産性向上も欠かせないため、附帯事項として国に対し以下を求める。

ア 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

イ 事業場内最低賃金を上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」について、その申請件数は増加しているところ、更に中小・小規模事業者が活用できるよう積極的に周知を図ること。

併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等についても周知を図ること。

(参考とした資料)

労働経済等関係指標(第2回本審資料)

富山市消費者物価指数(第2回本審参考資料)

2024年春季賃上げ妥結等状況(富山県)(第1回専門部会資料)

令和6年度賃金改定状況調査 第4表(同上)

令和5年国民生活基礎調査(厚生労働省)

価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果(中小企業庁)

企業物価指数(日本銀行調査統計局)

北陸短観(県別集計データ)(日本銀行金沢支店)

短観(2024年6月調査)の結果(富山県分)(日本銀行富山事務所)

令和6年度特定最低賃金改正決定申出一覧

No.	最低賃金の件名	申出者	申出日
1	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	J A M北陸富山県連絡会 会長 宮崎 敏裕	令 6. 7. 17
2	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友	令 6. 7. 19
3	富山県百貨店，総合スーパー最低賃金	U A ゼンセン富山県支部 支部長 奈良 靖	令 6. 7. 10

2024年 7月17日

富山労働局長
小島 悟司 殿

申 出 書

富山市奥田新町8-1
ゴルフアートとやま内
JAM北陸富山県連絡会
会 長 宮崎 敏裕

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲
富山県の区域内で、次に掲げるいずれかの産業を営む使用者に使用される労働者
12,290名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数 5,870名
富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業 を営む使用者に使用される労働者は、12,290名 = 47.8%

労働協約上の賃金の最も低い金額 1056円/時間
現在適用されている法定最低賃金額 995円/時間



5. 添付書類

- (1) 最低賃金協定の写し
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概算

以 上

2024年7月19日

富山労働局

局長 小島 悟司 殿

富
山
電
機
機
械
工
業
協
議
会8-1
協
議
会
成
友

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者（198事業所、12,430人）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,468名

富山県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者12,430名

労働協約の賃金の最も低い額 = 951円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 951円/時間

5. 添付書類

(1) 最賃協定書の写し

(2) 申し出を行うことへの合意書および、代表者に委任する書面

(3) 当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数。各事業所での所定労働時間数及び所定労働日数を記した書面（最低賃金に関する労働協約の締結状況）

(4) 参考資料

・富山県内の最低賃金締結状況

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の締結当事者とその効力が及ぶ範囲者

参考

①必要性の機関決議（2事業所、2,125名）



以上

2024年7月10日

富山労働局長
小島 悟司 殿

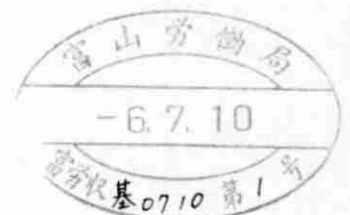
富山県富山市 8-1
申請組織 U A 県支部
申請代表者 支部長 奈良

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
百貨店、総合スーパー業において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者1,610名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容
上記2.の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね1/3以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数1,416人=88.0%
>概ね1/3以上。（最も低い）労働協約の金額=968円/時間
現在適用されている法定最低賃金額=955円/時間
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③富山県における百貨店、総合スーパー業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）



第 56 期富山地方最低賃金審議会
特別小委員会委員名簿

令和 6 年 5 月 28 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	長尾 治明	富山国際大学 名誉教授
	堀岡 和正	和み法律事務所 弁護士
	両角 良子	富山大学 経済学部 教授
労働者代表委員	石田 康博	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	大森 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	黒川 智之	JAM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和 7 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 56 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

(設置及び目的)

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。

2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

(構成)

第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

(委員長等)

第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の招集)

第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

(委員の欠席)

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第 6 条 委員は、会議において発言しようするときは、委員長の許可を受けなければならない。

2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の

意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

- 第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

- 第1条 この規程は、令和5年7月3日から施行する。